

令和5年12月26日

各公益法人 御中

国 税 庁

国税のキャッシュレス納付について

公益法人の皆様におかれましては、平素から、税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国税庁においては、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指す観点から、各種手続のオンライン化を進めており、国税の納付につきましても、お手持ちのパソコン、スマートフォン、タブレットを利用して納付ができる様々な「キャッシュレス納付」方法があり、例えば「ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）」は、①「納付書」不要で納付手続ができること、②期限内であれば引落日を指定できることから、納税者の皆様にとって大変便利な納付方法となっております。

公益法人の皆様におかれましては、源泉所得税及び復興特別所得税などの納付をされる機会が多いと存じておりますが、その際には、是非、「キャッシュレス納付」方法を利用し、納付手続いただきますようお願いいたします。

詳細につきましては、こちらをご覧ください。

- ・ [源泉所得税の「ダイレクト納付 手続マニュアル」](#)
- ・ [リーフレット「使ってみると便利です！キャッシュレス納付！」](#)
- ・ [国税のキャッシュレス納付手段の紹介](#)